

●その他、利用時に係る費用

特別な光熱費	1日当たり…100円 テレビなどコンセントを使用する家電製品を持ち込み居室にて使用される場合にかかる電気代。
理美容代	外部訪問理容サービスに係る費用 … 具体的金額は館内に掲示
個人使用の消耗品	義歯洗浄剤や歯ブラシ、居室で使用する箱ティッシュなど、個人が専有使用する消耗品に関してはご本人及び家族にてご用意願います。
趣味活動費	外部施設入園料、レクリエーションに係る飲食代等の実費を負担していただく場合があります。
クリーニング料金	通常の衣類については洗濯料金は発生しませんが、特別な衣類など施設内で洗濯ができないものに関しては外部クリーニング業者を実費で利用していただく場合がございます。

指定介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)

重要事項説明書 別表

(利用料金参考表)

重要事項説明書 別表(利用料金参考表)同意書

施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項別表(利用料金参考)の説明を行いました。

社会福祉法人 永友会

特別養護老人ホーム 鶴亀ながい

管理者：施設長 藤原 隆悦 (印)

説明者：介護支援専門員 藤原 隆悦 (印)

本書面に基づいて事業者から重要事項別表(利用料金参考表)の説明を受け同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

入居者氏名： (印)

身元引受人氏名： (印)

(続柄 )

社会福祉法人 永友会

特別養護老人ホーム 鶴亀ながい

# 特別養護老人ホーム 鶴亀ながい 利用料金表

## ●介護保険適用分(※令和6年4月1日以降)

○基本料金(ユニット型)					
	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1
1割負担	955	886	815	740	670
2割負担	1,910	1,772	1,630	1,480	1,340
3割負担	2,865	2,658	2,445	2,220	2,010

(※令和6年6月1日以降)

○介護職員等特定処遇改善加算 I	
基本サービス費と加算の合計単位の14%	(月ごとの合計額に上記の割合で加算が発生します。)

## ○基本算定加算

	栄養マネジメント強化加算	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	褥瘡マネジメント加算	ADL維持等加算(Ⅰ)	科学的介護推進体制加算
1割負担	11/日	46/日	21/日	4/日	8/日	22/日	110/月	13/月	30/月	50/月
2割負担	22/日	92/日	42/日	8/日	16/日	44/日	220/月	26/月	60/月	100/月
3割負担	33/日	138/日	63/日	12/日	24/日	66/日	330/月	39/月	90/月	150/月

## ●介護保険適用外(自己負担)及び介護保険負担限度額認定

介護保険負担限度認定	食費(3食合計)	居住費(居室代)	(※令和6年8月1日以降)
非該当	4段階	1,445円	2,066円 市町村民税課税世帯の方
該当	3段階②	1,360円	1,370円 世帯全員及び配偶者が市町村民税を非課税及び預貯金等が一定額以下などの要件のもと市町村が認定。
	3段階①	650円	1,370円 収入額及び合計所得金額の合計が120万円を超える収入額及び合計所得金額の合計が80万円以上で120万円以下課税・非課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方
	2段階	390円	880円 老年福祉年金や生活保護などを受給されている方
	1段階	390円	880円

## ●1か月(30日)換算での利用料金の目安

要介護	負担限度	内 訳	利用料金合計
要介護5	4段階(3割)	(介護保険3201+食費1445+居住費2066) × 30+(330+39+90+150)	201,969 円
	4段階(2割)	(介護保険2134+食費1445+居住費2066) × 30+(220+26+60+100)	169,756 円
	4段階(1割)	(介護保険1067+食費1445+居住費2066) × 30+(110+13+30+50)	137,543 円
	3段階②	(介護保険1067+食費1360+居住費1370) × 30+(110+13+30+50)	114,113 円
	3段階①	(介護保険1067+食費650+居住費1370) × 30+(110+13+30+50)	92,813 円
	2・1段階	(介護保険1067+食費390+居住費880) × 30+(110+13+30+50)	70,313 円
要介護4	4段階(3割)	(介護保険2994+食費1445+居住費2066) × 30+(330+39+90+150)	195,759 円
	4段階(2割)	(介護保険1996+食費1445+居住費2066) × 30+(220+26+60+100)	165,616 円
	4段階(1割)	(介護保険998+食費1445+居住費2066) × 30+(110+13+30+50)	135,473 円
	3段階②	(介護保険998+食費1360+居住費1370) × 30+(110+13+30+50)	112,043 円
	3段階①	(介護保険998+食費650+居住費1370) × 30+(110+13+30+50)	90,743 円
	2・1段階	(介護保険998+食費390+居住費880) × 30+(110+13+30+50)	68,243 円
要介護3	4段階(3割)	(介護保険2781+食費1445+居住費2066) × 30+(330+39+90+150)	189,369 円
	4段階(2割)	(介護保険1854+食費1445+居住費2066) × 30+(220+26+60+100)	161,356 円
	4段階(1割)	(介護保険927+食費1445+居住費2066) × 30+(110+13+30+50)	133,343 円
	3段階②	(介護保険927+食費1360+居住費1370) × 30+(110+13+30+50)	109,913 円
	3段階①	(介護保険927+食費650+居住費1370) × 30+(110+13+30+50)	88,613 円
	2・1段階	(介護保険927+食費390+居住費880) × 30+(110+13+30+50)	66,113 円
要介護2	4段階(3割)	(介護保険2556+食費1445+居住費2066) × 30+(330+39+90+150)	182,619 円
	4段階(2割)	(介護保険1704+食費1445+居住費2066) × 30+(220+26+60+100)	156,856 円
	4段階(1割)	(介護保険852+食費1445+居住費2066) × 30+(110+13+30+50)	131,093 円
	3段階②	(介護保険852+食費1360+居住費1370) × 30+(110+13+30+50)	107,663 円
	3段階①	(介護保険852+食費650+居住費1370) × 30+(110+13+30+50)	86,363 円
	2・1段階	(介護保険852+食費390+居住費880) × 30+(110+13+30+50)	63,863 円
要介護1	4段階(3割)	(介護保険2346+食費1445+居住費2066) × 30+(330+39+90+150)	176,319 円
	4段階(2割)	(介護保険1564+食費1445+居住費2066) × 30+(220+26+60+100)	152,656 円
	4段階(1割)	(介護保険782+食費1445+居住費2066) × 30+(110+13+30+50)	128,993 円
	3段階②	(介護保険782+食費1360+居住費1370) × 30+(110+13+30+50)	105,563 円
	3段階①	(介護保険782+食費650+居住費1370) × 30+(110+13+30+50)	84,263 円
	2・1段階	(介護保険782+食費390+居住費880) × 30+(110+13+30+50)	61,763 円

## 各種加算について

### ●費用の概要

1、介護保険給付費	当事業所の料金体系は国が定める介護給付費に準拠するものとします。介護保険法改正に伴う報酬改定が行われた場合、重要事項説明書【別紙利用料金参考表】にて変更の説明を行います。
2、食費	食費は1日3食の場合であり、その内訳は以下の通りとなります。 ◇朝食…341円 ◇昼食…623円 ◇夕食481円 ※外出などによる食事提供のキャンセルにつきましては、前日17時までにご連絡をお願いします。
3、居住費	ユニット型居室料金となります。

### ●介護保険負担限度額認定

一定の要件を満たした方を対象に、食費と居住費を軽減する制度です。対象となる方の所得、資産状況等により負担段階が区分され、その負担段階の区分ごとに食費と居住費の負担限度額が決められます。
認定を受ける場合は毎年申請を行い、介護保険者(市町村)が認定を行います。
年度の収入により認定段階が変更になる場合があります。

### ●基本的な加算について

基本料金	要介護度とサービス種別により算定される基本単価。「介護保険負担割合証」による自己負担1～3割の負担率となります。
栄養マネジメント強化加算	低栄養状態のリスクが高い入居者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を定期的実施。低栄養リスクに関係なく入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の提供を実施。個々の栄養状態の情報を厚労省に提出し継続的な栄養管理を適切に実施していく。
日常生活継続支援加算	新規入居者のうち要介護度4・5の認定を受けている入居者が70%以上で認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入居者が65%以上。医師の指示に基づいた喀痰吸引等が必要な入居者が占める割合が15%以上であり、且つ介護福祉士の割合が60%以上であること。
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	1日平均延べ夜勤人数が4人以上の配置(遅番・早番の一部を含む)であり、夜間を通じ看護職員を配置又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。
看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	常勤1名以上の看護師を配置していること。または、重度化に対応できる看護師の配置と夜間の連絡体制を確保していることで算定となります。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士の配置割合が80%以上
口腔衛生体制加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
褥瘡マネジメント加算	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入居時に評価するとともに、少なくとも三か月に1回評価を行う。その結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者ごとに医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種のもの共同して褥瘡管理に関するケア計画を作成また、三か月ごとに見直しを行っていること。
ADL維持等加算(Ⅰ)	より自立支援等に効果的な取り組みを行い、利用者のADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する。
科学的介護推進体制加算	入居者ごとの身体状況・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他に係る基本的な情報を厚労省へ提出。必要に応じてサービス計画を見直すなど、適切かつ有効に情報を活用すること。

### ●その他、必要時にかかる加算などについて(単位=円)

初期加算	30単位/日	新規入居後30日間に限る(再入居の場合も同様に算定)	
安全対策体制加算	20単位	入居時1回のみ	
外泊時費用加算	246単位/日	短期入院又は外泊時、最大6日間	
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	6ヶ月に1回。経口摂取だが著しい摂取機能障害があり、経口からの継続的な食事をすすめるための会議を実施し、経口維持計画を策定している場合。	
経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月	協力歯科医療機関を定め継続的な食事をすすめるための会議に歯科医師が参加。	
経口移行加算	28単位/日	最大180日。経管栄養を実施している入居者ごとに経口移行計画を策定し実施。	
退所前訪問相談援助加算	400単位/回	生活機能向上連携加算	200単位/月
退所前連携加算	500単位/回	在宅・入所相互利用加算	40単位/日
在宅復帰支援機能加算	栄養に係る調整(400単位/回)	居宅サービス調整(10単位/日)	
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)3単位/日	(Ⅱ)4単位/日	